

熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置

(昭和39年10月24日告示第699号)

改正 平成19年10月24日告示第906号

平成22年5月6日告示第524号

不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和39年政令第5号)第3条第1項の規定により、
熊本県不動産鑑定業者登録簿閲覧所を熊本県企画振興部地域振興課内に設置する。

[不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和39年政令第5号)第3条第1項]

改正文 抄

- 1 平成18年8月23日から施行する。

改正文(平成19年10月24日告示第906号)抄

- 1 平成19年10月24日から施行する。

改正文(平成22年5月6日告示第524号)抄

- 1 平成22年5月6日から施行する。